



専 決 処 分 書

東日本大震災に係る東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難のため転入した世帯の国民健康保険税について、国による財政支援の延長をふまえて令和6年度においても引き続き免除するため、東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入世帯に係る岩沼市国民健康保険税の免除に関する条例の一部を改正することについて、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

岩沼市長 佐藤 淳 一

東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入世帯に係る岩沼市国民健康保険税の免除に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入世帯に係る岩沼市国民健康保険税の免除に関する条例（平成２５年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「令和５年度」を「令和６年度」に改める。

第２条第２項第３号に次のように加える。

キ 令和５年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域

第２条第２項第４号中「令和４年中」を「令和５年中」に改める。

第３条第１号中「平成２７年」を「平成２８年」に、「令和６年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改め、同条第２号中「平成２６年まで」を「平成２７年中」に、「令和４年度」を「令和５年度」に、「令和６年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年４月分」を「令和６年４月分」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入世帯に係る岩沼市国民健康保険税の免除に関する条例の規定は、令和６年度以後の国民健康保険税について適用し、令和５年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。